

令和8年3月2日宣告

令和6年（わ）第544号 公務執行妨害、殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件

主 文

被告人を無期懲役に処する。

大津地方検察庁で保管中の折りたたみナイフ1本（同庁令和7年領第206号符号629）及び深山刀1本（同庁令和7年領第207号符号1）を没収する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、

第1 令和元年7月10日に確定した保護観察付き執行猶予判決を受けて保護観察に服していたものであるが、令和6年5月24日午後6時56分頃から同日午後7時16分頃までの間に、大津市（住所省略）A方において、被告人の保護観察担当保護司であったA（当時60歳）が被告人との面接に従事していた際、Aに対し、殺意をもって、その左胸部、頸部等を手に持ったナイフ（刃体の長さ約8.6センチメートル。大津地方検察庁令和7年領第206号符号629）及び斧（刃体の長さ約8センチメートル）で複数回突き刺す、切りつけるなどし、よって、その頃、同所において、Aを頸部刺切創による左椎骨動脈損傷、胸部刺切創による心損傷に起因する出血性ショックにより死亡させ、もって同保護司の職務の執行を妨害するとともに殺害した

第2 業務その他正当な理由による場合でないのに、同月28日午後11時1分頃、大津市（住所省略）路上において、深山刀1本（刃体の長さ約18.2センチメートル。大津地方検察庁令和7年領第207号符号1）を携帯したものである。

（証拠の標目）省略

(法令の適用) 省略

(争点に対する判断)

1 弁護人は、被告人が本件各犯行以前に書いたノートや携帯電話機のメモの内容が一般的な感覚では理解困難であることを指摘しつつ、「守護神様」について言及する被告人の供述を踏まえ、「守護神様」との対話により犯行を決意した被告人について、何らかの精神疾患により行動を制御できないか、その制御が困難な状態であったから、本件各犯行当時、被告人は責任能力がなかったか又は心神耗弱状態にあったと主張する。

2(1) 被告人の本件各犯行当時の精神状態に関して、捜査段階において精神鑑定を行ったB医師は、法廷で次のとおり証言した。

ア 精神障害の有無について

被告人は、発達障害的な特性は有しているが、現在の一般的な診断基準に当てはめると、自閉スペクトラム症や注意欠陥多動症といった発達障害であるとの診断には至らない。そのほかに統合失調症や妄想性障害を含めて精神障害があった可能性はない。本件各犯行当時の被告人には、対人的・情緒的関係の欠落、人間関係を発展・維持させていくことの困難さ、同一性への固執、習慣への頑ななこだわり、きわめて限定され執着する興味といった発達障害に特徴的と思われる傾向が指摘できるほか、他罰的、上からの批判的言動に対して激しい批判で応酬する、常識の欠如、自身の考えを正しようとし、といった特徴は、被告人の従前の性格傾向と考えられる。

イ 犯行に至った心理について

上記の発達障害的な特性と従前の性格傾向は相互に関連しているところ、これらが相まって、就労の失敗等の社会での不適応を国へと責任転嫁し、保護観察期間中に保護司を殺害することは国への反撃だと考え、本件犯行動機の形成がなされた。

ウ 「守護神様」について

被告人が「守護神様」の声と自身の頭の中での考えを明確に区別できていないこと、「守護神様」が告げる内容は被告人の考えと矛盾しないものであること、「守護神様」の声は被告人にとって都合の良いタイミングで聞こえてくることなどから、この「守護神様」の声は統合失調症等に由来する幻聴とは異なり、自身の考えの一部をあたかも外から聞こえてくるように感じていただだけである。発達障害の傾向を持つ者にこのような症状はしばしばみられることである。被告人は、自分の頭の中でやり取りしている一部を別の人格のように考えて、それを「守護神様」と名付けていると考えられ、その声が聞こえるというのは知覚の問題で、聞こえてくる内容は被告人自身が考えているものである。「守護神様」に関する事情は本件犯行の動機形成や犯行の意思決定には特段の影響を及ぼしていない。

(2) B医師は、精神科医として鑑定意見を述べているところ、その公正さや能力に疑いを生じさせる事情はない。被告人との多数回の面接や心理検査等の結果に加えて、被告人が書いたノートの記載内容や被告人が使用していた携帯電話機のメモの内容だけでなく、公判廷における被告人質問も傍聴してその供述内容・供述態度も確認したうえで、一切を判断材料として検討し、DSM-5TRという一般的な診断基準を用いているから、判断資料や鑑定手法に問題はない。したがって、専門家としてのB医師の意見を十分に尊重した上で、被告人の責任能力を検討する必要がある。

3(1) そこで検討すると、本件各犯行当時の被告人には精神障害はなかったというほかない。

被告人は、発達障害の傾向を有していたが、その発達障害的な傾向や従来の性格傾向により、犯行に至るまでの被告人の心理状態を合理的に説明することができる。その過程で、責任能力に影響する他の何らかの精神障害の存在をうかがわせる事情はない。

(2) 被告人が行っている「守護神様」との対話は、自身の考えの一部を切り出し

て、あたかも外から声が聞こえてくるように感じている現象にすぎないのであって、発達障害的な傾向を持つ被告人には起こり得るというB医師の説明は納得できるものである。弁護側の証人として出廷した、被告人の心理鑑定を行ったC教授も、「守護神様」は被告人が自分の決断に自信を持つための装置であり、「守護神様」とのやり取りは被告人が自分の考えを確認・補強するためのものだと述べており、その証言内容はB医師の鑑定意見と矛盾しない。そうすると、被告人が犯行を決心した際も、いわば自問自答の形で自身の考えを確認していたにすぎないし、犯行のアイデアが「守護神様」からもたらされたとしても、それはあくまでも被告人の思考から出たひらめきにすぎないと説明できる。被告人が「守護神様」と対話し、それにより犯行を決意したという事情は、被告人の責任能力に問題があったことを疑わせるものではない。

- 4 したがって、被告人には、本件各犯行当時、その責任能力に影響を与える精神の障害はなかったといえるから、完全責任能力が認められる。

(量刑の理由)

- 1 本件は、保護観察付き執行猶予期間中であった被告人が、担当保護司である被害者がその自宅で被告人との面接に従事していた際に、被害者を殺害するとともに保護司の職務執行を妨害し、その4日後に路上で深山刀を所持していた事案である。
- 2(1) 被告人は、使用する凶器を折りたたみナイフから斧へと替えつつ、被害者の首や胸といった急所を多数回にわたり切りつけ、突き刺すなどした。被害者が「やめとけ」、「社会に戻るんやろ」などと被告人を気に掛けつつ制止しても、被告人は攻撃をやめず、結果として被害者の身体に22か所もの傷を負わせた。殺人の犯行態様は極めて執拗かつ残虐である。

被告人は、被害者の首を刺した際に血が噴き出たのを見てパニックになり、無我夢中で攻撃を続けたなどと述べた。しかし、被害者の負傷箇所が急所に集中していることや、被害者の様子を見て自ら途中で凶器を持ち替えていること、

当初の計画のとおり被害者の首を切り落とそうとしたことなどに照らせば、冷静さも同時に持ち合わせていたと指摘できる。

このような犯行当時の状況をみれば、被告人には、被害者を確実に殺害しようという強い殺意があったことは明らかである。

- (2) 被告人は、被害者に声を出させない方法を調べ、まず被害者の首を狙うことを決め、被害者と2人きりになれる面接の場を犯行の機会として選び、自宅にあった刀剣類から一連の犯行に適した凶器として折りたたみナイフと斧を準備した。被告人は、現場周辺の下見をし、被害者殺害後の逃走を意識した用意もするなど、犯行に及ぶ前の早い段階から被告人なりに段取りを考えて準備を進めており、犯行の計画性は高かった。被告人は逃走する際に深山刀を携帯しており、更に罪を犯している点も悪い。
- (3) 被告人は、自身が抱える不満の直接の原因であった勤務先関係者等への加害では「単なる殺人」であって恥ずかしく、満足できなかったことから、より「大きなことをしたい」と考え、不満を国や保護観察制度へぶつけて打撃を与えようと考え、その手段として、あえて、保護観察対象者の立場にあるうちに、担当保護司を、保護観察の面接の場で殺害することを決めた。被告人は、落ち度がないばかりか、個人的な感情としては何ら恨みのない被害者を、いわば国への八つ当たりの道具として利用したのである。被告人は、被害者の人格や尊厳を無視し、命ある1人の人間としてすら扱っていない。首を切り落とそうとした態様の残虐さも含め、生命軽視の姿勢は顕著であり、本件の悪質性の高さは無差別殺人と遜色なく、特に厳しく非難されなければならない。

最期まで被告人の更生を願っていた被害者は多大な苦痛を受けた上でその生命を奪われた。被害者の遺族らが被害者の存在の大きさや突然失った苦しみ等の心情を法廷で述べた内容からも、本件の被害結果が非常に重大であることがよく分かる。被害者参加人としても厳しい科刑意見を述べることは至極当然である。

(4) 以上にみたところによれば、本件の犯情は殊に悪いというほかなく、同種ないし類似の事案（単独犯による殺人、被害者1名、凶器あり（刃物類）、被害者に落ち度なし、計画的又は突発的だが強固な殺意）の量刑傾向の中でも特に重い部類に属するといえる。

3(1) 被告人が発達上の特性を有することは、被告人が述べる「守護神様」に関するエピソードや法廷での振る舞いからも明らかである。このような特性を被告人及びその周囲の者が的確に知ることなく、適切な支援を受ける機会がなかったため、被告人は仕事が長続きしないなどの社会における生き辛さを抱えていたことが大きな不満に繋がっている。被告人の発達上の特性が本件の犯行の動機形成や経緯に影響した面があることは否定できない。しかし、被告人の発達上の特性が自分ではどうすることもできない面があるといえども、社会に上手く適応できなかった理由には被告人の本来の性格も多分に影響しているから、被告人のために酌むべき事情として大きく評価できない。

(2) 被告人は、前刑の強盗事件で保護観察付き執行猶予となって社会内更生の機会を与えられたが、就労の努力はしていたものの、保護観察所の指導や保護司との面接を形だけのものと捉え、本件の凶器を含む刀剣類のコレクションを再開した上、執行猶予期間中に本件犯行に及んでいる。被告人の前刑についての受け止めは軽いもので、反省は不十分なものだったといわざるを得ない。

被告人は、被害者の遺族に手紙を書き、法廷で反省の言葉を述べるなど被告人なりに反省や後悔をしていることはうかがえる。しかし、法廷での被告人の発言や態度からは、その見え方について発達上の特性を最大限有利に考慮して評価してもなお、反省の深まりや再び社会内でやり直そうという更生の意思は感じられない。

(3) 本件について、被告人が、保護観察制度の変革や破壊を意図して及んだとまでは認められず、検察官が主張するような極度の反社会性を有する犯行とはいえない。しかし、保護観察制度や本件の犯行後の保護司法改正の内容に影響を

及ぼすなどの社会的影響があることは無視できない。

- 4 以上みたところによれば、本件では無期懲役刑を選択すべきであり、酌量減輕して有期懲役刑が相当と評価できる事情はない。被告人の刑事責任の重さを明らかにするには、無期懲役刑を科するのが相当であると判断し、主文のとおり刑を量定する。

(検察官の求刑－無期懲役及び主文同旨の没収、被害者参加人の科刑意見－無期懲役、弁護人の科刑意見－有期懲役)

令和8年3月4日

大津地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 谷 口 真 紀

裁判官 青 木 崇 史

裁判官 山 下 大 智